静岡市農業集落排水事業会計

農業集落排水事業会計

第１　業務の執行状況

１　農業集落排水処理施設の普及状況

農業集落排水処理施設の普及状況は、次のとおりである。

（比率　％）

区　　分	令和６年度	令和５年度	比較増減	増減率
処理区域内人口（人）A	3,797	3,890	△93	△2.4
汚水処理人口（人）B	3,053	3,105	△52	△1.7
普及率　B／A	80.4	79.8	0.6	0.8
処理区域面積（ha）	188	188	0	0
排水管総延長（m）	64,659	64,659	0	0

（注）処理区とは有東木、平野、坂ノ上、日向、大原、油山、俵沢、富厚里、葛沢、布沢・土及び善福寺の11処理区を指す。

２　水洗化の状況

水洗化（浄化槽法による水洗便所設置）の状況は、次のとおりである。

（単位　世帯・比率　％）

区　分	令和６年度	令和５年度	比較増減	増減率
処理区域内世帯数	1,823	1,815	8	0.4
設置世帯数	1,407	1,387	20	1.4
水洗化率	77.2	76.4	0.8	－
未設置世帯数	416	428	△12	△2.8
うち水洗化義務期限経過世帯数	416	428	△12	△2.8

（１）処理区域内世帯数は1,823世帯で、前年度に比べ８世帯（0.4％）増加していた。

（２）令和６年度末の水洗便所設置世帯数は1,407世帯となり、前年度に比べ20世帯（1.4％）増加していた。

ア　水洗化率は77.2％で、前年度を0.8ポイント上回っていた。

イ　水洗便所未設置世帯数は416世帯で、前年度に比べ12世帯（2.8％）減少していた。なお、これらの世帯は全て水洗化義務期限（当該排水区域についての供用開始の日から起算して６月）を経過したものであった。

3　年間処理水量の状況

年間処理水量の状況は、次のとおりである。

（単位　㎥・比率　%）

区　　分	令和６年度	構成比	令和５年度	構成比	比較増減	増減率
年間処理水量	479,217	100.0	481,142	100.0	△1,925	△0.4
汚水処理水量	479,217	100.0	481,142	100.0	△1,925	△0.4
有収処理水量	479,217	100.0	481,142	100.0	△1,925	△0.4
有　収　率	100.0	－	100.0	－	0	－

※年間処理水量を、全て汚水処理水量及び有収処理水量（収入の対象となる汚水処理水量）として取り扱っている。

4　主要な建設改良事業の執行状況

主要な建設改良事業の執行状況は、次のとおりである。

（単位　千円・比率　%）

区　　分	計　　画	実　　施	執行率
機能強化（施設の長寿命化）	56,000	52,800	94.3
委　　託　　料	15,600	12,716	81.5
器　具　機　械　費	4,710	3,795	80.6
災　害　復　旧	60,000	7,920	13.2
計	136,310	77,231	56.7

（１）機能強化（施設の長寿命化）として坂ノ上処理区及び日向処理区中継ポンプ施設等の工事を実施していた。

（２）計画（予算額）に対する執行率は56.7%となっていた。これは主に、災害復旧工事において油山処理区管理施設の復旧工事を翌年度に繰り越したことによるものである。

5　農業集落排水処理施設の稼働状況

農業集落排水処理施設の稼働状況（晴天時）は、次のとおりである。

（単位　㎥・比率　％）

区　　分	令和６年度	令和５年度	比較増減	増減率
晴天時１日最大処理水量　A	1,397	1,399	△2	△0.1
晴天時１日平均処理水量　B	1,212	1,217	△5	△0.4
１日処理能力　C	2,049	2,049	0	0.0
施設利用率　B／C	59.2	59.4	△0.2	－
負荷率　B／A	86.8	87.0	△0.2	－
最大稼働率　A／C	68.2	68.3	△0.1	－

（１）施設利用率（１日処理能力に対する晴天時１日平均処理水量の比率で、施設の稼働状況を示す割合）は59.2％で、前年度を0.2ポイント下回っていた。

（２）負荷率（晴天時１日最大処理水量に対する晴天時１日平均処理水量の比率で、施設が平均的に稼働している割合）は86.8％で、前年度を0.2ポイント下回っていた。

（３）最大稼働率（１日処理能力に対する晴天時１日最大処理水量の比率で、施設の利用状況を示す割合）は68.2％で、前年度を0.1ポイント下回っていた。

第２　予算の執行状況

１　収益的収支の状況

（１）収益的収入の執行状況は、次のとおりである。

（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	決算額	執行率
農業集落排水事業収益	469,048	467,125	99.6
営　業　収　益	47,341	47,018	99.3
営 業 外 収 益	421,707	420,107	99.6
特　別　利　益	－	－	－

（２）収益的支出の執行状況は、次のとおりである。

（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	決算額	執行率
農業集落排水事業費用	440,016	421,378	95.8
営　業　費　用	397,321	383,077	96.4
営 業 外 費 用	34,114	31,040	91.0
特　別　損　失	7,581	7,260	95.8
予　　備　　費	1,000	－	－

２　資本的収支の状況

（１）資本的収入の執行状況は、次のとおりである。

（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	決算額	執行率
資本的収入	157,341	99,499	63.2
企　　業　　債	77,700	34,000	43.8
国庫（県）支出金	50,400	36,258	71.9
他 会 計 支 出 金	29,241	29,241	100.0

ア　資本的収入は9,949万円で、予算額に対する執行率は63.2％となっていた。これは主に、建設改良費の工事区間見直しによる起債対象事業の減少に伴い企業債の借入額が減少したこと及び建設改良費の繰越しに伴い企業債の借入れを一部見送ったことによるものである。

（２）資本的支出の執行状況は、次のとおりである。

（単位　千円・比率　％）

科　　目	予算額	決算額	執行率	翌年度繰越額
資本的支出	258,900	198,519	76.7	16,130
建設改良費	136,310	77,231	56.7	16,130
企業債償還金	121,590	121,288	99.8	－
予　備　費	1,000	－	－	－

ア　資本的支出は１億9,851万円で、予算額に対する執行率は76.7％となっていた。これは主に、建設改良費において、当初予定していた工事に伴う委託を実施しなかったこと及び工事請負費等を翌年度へ繰り越したことによるものである。

なお、令和６年度における借入額、償還額及び未償還残高は、次のとおりである。

（単位　千円）

年 度	借入額	償　還　額			未償還残高
		元　金	利　子	計	
令和６	34,000	121,288	25,949	147,237	1,447,499

（３）資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,902万円は、引継金347万円、当年度分損益勘定留保資金6,984万円、当年度分利益剰余金処分額2,570万円で補塡していた。

３　その他の予算の執行状況

（１）企業債の本年度分の借入同意額は6,760万円で、予算に定めた限度額7,770万円の範囲内で執行されていた。

また、起債の目的、方法、利率及び償還の方法も予算に沿って執行されていた。

（２）予算に定めた一時借入金の限度額は5,000万円であったが、一時借入金はなかった。

（３）予算に定めた予定支出の各項の経費の金額の流用及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費（職員給与費）についての流用はなかった。

第３　経営状況

１　経営成績は、次のとおりである。

（単位　千円）

区　　分		令和６年度
総　収　益		462,878
内訳	経　常　収　益	462,878
	営　業　収　益	42,748
	（うち農業集落排水施設使用料）	(42,748)
	営　業　外　収　益	420,130
	特　別　利　益	－
	（うち一般会計補助金）	(189,614)
総　費　用		419,082
内訳	経　常　費　用	411,821
	営　業　費　用	370,801
	営　業　外　費　用	41,019
	特　別　損　失	7,260
経常損益（経常収益－経常費用）		51,056
（一般会計補助金を除いたもの）		(△138,557)
純　損　益（総　収　益－総　費　用）		43,796
（一般会計補助金を除いたもの）		(△145,817)

（１）本年度の農業集落排水事業は、総収益が４億6,287万円、総費用が４億1,908万円で、その結果、当年度純損益は4,379万円の純利益となっていた。

また、収支不足補填のための一般会計補助金を除いた実質損益は、１億4,581万円の純損失となっていた。

ア　特別損失は726万円となっていた。これは主に、令和６年度から農業集落排水事業会計に地方公営企業法の財務規定等を適用することとし、複式簿記の方法による経理をすることとなったため、令和５年度以前の年度における事業実施に伴い生じた賞与引当金繰入額及び法定福利費引当金繰入額並びに令和５年度分消費税確定申告納付額に相当する額を損失として計上したものである。

（２）収益率は、次のとおりである。

（単位　％）

区　　分	令和６年度	算　　式
総収支比率	110.5	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
経常収支比率	112.4	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
営業収支比率	11.5	$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$

ア　総収益と総費用との関連を示す総収支比率は110.5％であった。

イ　経常的な収益と費用との関連を示す経常収支比率は112.4％であった。

ウ　営業活動の能率を示す営業収支比率は11.5％であった。

（３）汚水１㎥当たりの使用料単価及び処理原価は、次のとおりである。

（単位　円）

区　　分		令和６年度
使用料単価	A	89.2
処理原価	B	385.5
処理損益	A－B	△296.3

（注）使用料単価＝$\frac{\text{農業集落排水施設使用料}}{\text{有収処理水量}}$　処理原価＝$\frac{\text{(維持管理費＋資本費)－公費負担分}}{\text{有収処理水量}}$

ア　１㎥当たりの使用料単価及び処理原価は、それぞれ89円20銭と385円50銭となっていた。

この結果、１㎥当たりの処理損益は296円30銭の損失となっていた。

2　財政状態を示す貸借対照表は、次のとおりである。

（単位　千円）

科　　目	令和６年度
資　産	4,781,434
固定資産	4,665,796
有形固定資産	4,622,830
無形固定資産	42,965
流動資産	115,638
現金預金	110,456
未収金	5,181
負債及び資本	4,781,434
負　債	4,215,205
固定負債	1,324,571
企業債	1,324,571
流動負債	212,793
企業債	122,927
未払金	85,631
預り金	100
引当金	4,134
繰延収益	2,677,841
資　本	566,228
資本金	357,926
剰余金	208,302
資本剰余金	164,506
利益剰余金	43,796

（単位　千円）

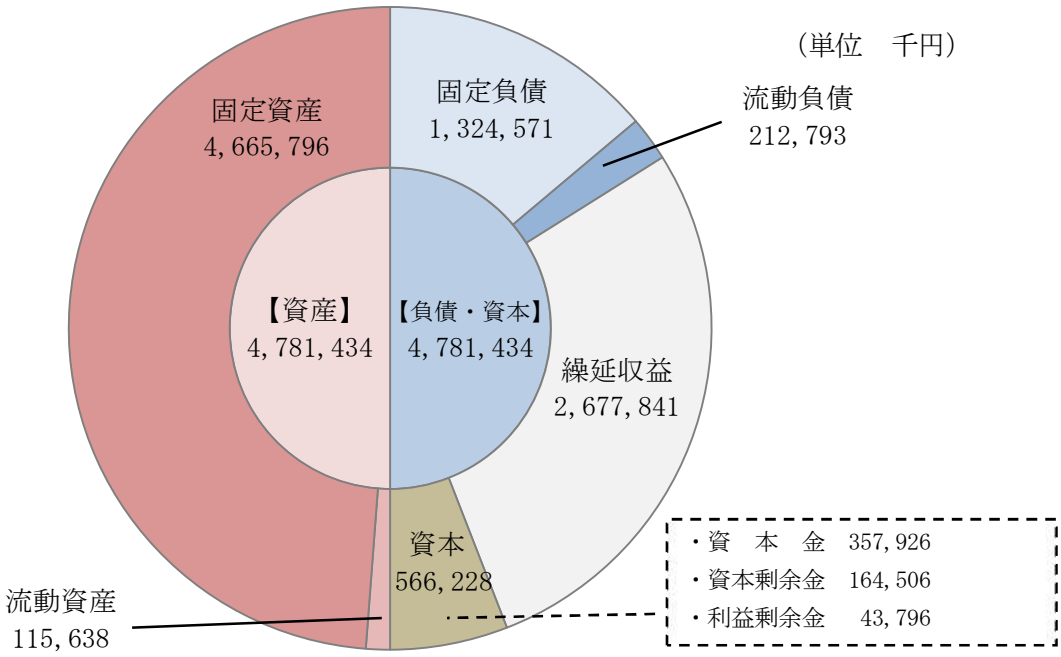

（1）資　　産

資産は47億8,143万円で、固定資産は46億6,579万円、流動資産は１億1,563万円であった。

ア　貸倒引当金控除前の実質未収金等（決算時点で納期限が経過している債権）は、次のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	令和６年度
未　収　金　等　　A	5,839
うち納期未到来分　　B	4,210
実質未収金等　　A－B	1,629
農業集落排水施設使用料	1,629
現年度分	0
過年度分	1,629

イ　不納欠損処分の状況は、次のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	令和６年度
農業集落排水施設使用料	288

（２）負 債 及 び 資 本

ア　負債は42億1,520万円で、固定負債は13億2,457万円、流動負債が２億1,279万円、繰延収益が26億7,784万円であった。

イ　資本は５億6,622万円で、資本金が３億5,792万円、剰余金が２億830万円であった。

（ア）利益剰余金は4,379万円であった。

（３）財務比率の主な指標は、次のとおりである。

（単位　％）

区　　分	令和 ６年度	算　　式
流　動　比　率	54.3	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
自己資本構成比率	67.8	$\frac{\text{資本＋繰延収益}}{\text{負債＋資本}} \times 100$
固定資産対長期資本比率	102.1	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本＋固定負債＋繰延収益}} \times 100$

ア　短期の支払能力を示す流動比率（200％以上が理想）は54.3％であった。

イ　負債及び資本に占める自己資本の比率を示す自己資本構成比率（率が大きいほど望ましい。）は67.8％であった。

ウ　財政の長期健全性を示す固定資産対長期資本比率（100％以下が望ましい。）は102.1％であった。

3　資金（現金・預金）の増減は、次のとおりである。

（単位　千円）

区　　分	令和６年度
業務活動によるキャッシュ・フロー（A） 「通常の業務活動の実施による資金の増減」	167,388
投資活動によるキャッシュ・フロー（B） 「将来に向けた運営基盤の確立のために 行われる投資活動による資金の増減」	△9,781
財務活動によるキャッシュ・フロー（C） 「資金の調達及び返済による資金の増減」	△87,288
本年度資金増減額（AからCまでの合計） （D）	70,318
資金期首残高（E）	40,138
資金期末残高（DとEの合計）（F）	110,456

※　業務活動によるキャッシュ・フロー（A）には、収支不足補塡のための一般会計補助金（１億8,961万円）が含まれている。

農業集落排水事業会計は資金が7,031万円増加し、期首に4,013万円あった残高が、期末には１億1,045万円となっていた。

（１）業務活動により増加した資金は１億6,738万円となっていた。

（２）投資活動により減少した資金は978万円となっていた。これは、国庫補助金等を3,345万円、他会計負担金を897万円及び他会計補助金を1,800万円収入したものの、有形固定資産の取得に7,021万円支出したことによるものである。

（３）財務活動により減少した資金は8,728万円となっていた。これは、建設改良費等の財源に充てるための企業債3,010万円及びその他の企業債390万円を借り入れたものの、建設改良費の財源に充てるための企業債１億2,128万円を償還したことによるものである。

第４　む　す　び

１　令和６年度決算総括

農業集落排水事業は、農業用排水路や公共用水域の水質改善等に寄与するため、し尿や生活雑排水などの汚水等を処理する事業であり、市内では葵区８地区、清水区３地区の合計11地区で供用されている。農業集落排水事業の運営に係る経理は、令和５年度以前は特別会計により行われていたが、令和６年度に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する財務規定等を適用する体制に移行し、この結果、農業集落排水事業の決算は、本年度から従来の様式とは異なる、地方公営企業法に定める様式（損益計算書や貸借対照表など）によって示されることとなった。また、令和３年３月には「静岡市農業集落排水事業経営戦略」が策定されていた。

令和６年度の農業集落排水事業会計の経常収益から経常費用を差し引いた経常損益は、5,105万円の黒字となっており、総収益から総費用を差し引いた純損益も同様に4,379万円の黒字となっていた。また、同会計では収入不足補填のための一般会計補助金１億8,961万円を収入しており、これを除いた実質損益は１億4,581万円の赤字となっていた。経営指標のうち、汚水処理費に占める農業集落排水処理施設使用料の割合を示す経費回収率は23.14%となっており、このことからも一般会計補助金に依存しなければならない経営状況であることがうかがえる。

農業集落排水事業の経営は、現状、上述のとおり大変厳しいものとなっており、農業集落排水処理施設が位置する中山間地域は都市部に比べ人口減少の傾向が強いことなども考慮すると、今後も、施設使用料収入のみでは費用を賄うことができない、より厳しい経営状況となることが見込まれる。

２　公営企業会計における決算等の処理体制について

令和６年度から地方公営企業法の財務規定等を適用することとなって初めての決算となったが、その審査に当たり、不適切な対応が見受けられた。

（１）決算整理における振替伝票等の未決裁について

地方公営企業法第30条第１項では「管理者は、毎事業年度終了後２月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。」と規定され、同条第２項では、「地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。」と規定されている。しかし、令和７年６月10日に実施した予備審査において、決算整理に係る振替処理の文書決裁がなされていないことが確認された。

そこで、事業年度終了後２月を経過していたにもかかわらず書面上の決裁がなされていなかったことに関し、組織としての意思決定はどのようにしていたのか確認したところ、

決算整理事務の実施に当たっては、令和６年度の事務執行の確認や、決算数値の把握などについて、担当者間で相互に確認・共有し、業務を進めていたが、会計システムへの入力に加え、事務の実施手順等に意識が偏ってしまったことや、事務処理に遅延が見られたことから、市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号）第６条第２項「事務の処理と同時に公文書を作成することが困難な場合にあっては、口頭により決裁を受けて処理するものとし、事後速やかに公文書を作成しなければならない。」との規定により、口頭にて振替処理の意思決定をしたものの、その後の決裁文書の作成が速やかになされていなかったことによるものとの説明があった。

（２）資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡説明について

地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第48条の規定によれば、決算報告書は別記第９号様式に準ずるものとされ、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補塡について説明することとされている。

この補塡について、提出された決算報告書には「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99,020,682円は、開始時資金40,138,059円と当年度分損益勘定留保資金58,882,623円で補填した。」と記載されており、この記載の開始時資金について説明を求めたところ、この開始時資金は、令和５年度まで特別会計であった農業集落排水事業会計の執行額のうち、令和６年５月31日までに支払う必要のある未払金に対し36,660,069円を支出しており、残額は3,477,990円しかないことが明らかになった。

そのため、決算報告書の正誤表が提出され、補塡説明は「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額99,020,682円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,950,910円、引継金3,477,990円、当年度分損益勘定留保資金69,842,566円、当年度分利益剰余金処分額23,749,216円で補填した。」と改められた。

しかし、農業集落排水事業の収益的収入のうち仮受消費税及び地方消費税が4,270,520円であるところ、さらにその額を超える5,091,200円を消費税及び地方消費税として納付していたことから、補塡説明に記載されている当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,950,910円は補塡財源になりうるのか確認したところ、補塡財源とはならず再度、正誤表が提出されることとなった。

（３）消費税及び地方消費税の額の誤りについて

前記（２）でも述べたとおり、農業集落排水事業の収益的収入のうち仮受消費税及び地方消費税が4,270,520円であるところ、さらにその額を超える5,091,200円を消費税及び地方消費税として納付していた。この点において、消費税額の計算に当たっては、「課税標準額に対する消費税額（Ａ）」から「課税仕入れに係る消費税額（Ｂ）」を差し引くところ、この「課税仕入れに係る消費税額（Ｂ）」からは、特定収入（補助金等のような「資産の譲渡等の対価以外の収入」をいう。）によって課税仕入れが賄われた場合の「特定収入に係る課税仕入れ等の税額（Ｃ）」を差し引くこととなる。そして、「特定収入に係る

課税仕入れ等の税額（Ｃ）」は、「課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（Ｄ）」に7.8/110（消費税の税率/消費税及び地方消費税の税率）を乗じることによって算出されるが、これらの計算過程に誤りがないかを確認するため、消費税額の計算において国税庁から示されている「計算表２　特定収入の金額及びその内訳書」を確認したところ、特定収入の全額を「課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（Ｄ）」としていた。その結果、「課税仕入れに係る消費税額（Ｂ）」から差し引かれる「特定収入に係る課税仕入れ等の税額（Ｃ）」が「課税仕入れに係る消費税額（Ｂ）」を上回り、その上回った分（Ｃ－Ｂ）を「課税標準額に対する消費税額（Ａ）」に加えた税額計算となっていた。そして、この消費税額の計算結果を用いて地方消費税額を計算し、仮受消費税及び地方消費税の額を超える税額を納付することになっていた。

そのため、特定収入の全額を「課税仕入れ等にのみ使途が特定される特定収入（Ｄ）」とすることに誤りがないか確認したところ、誤りはないとの認識は示されたものの、これについての合理的な説明が示されなかった。

しかし、「課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（Ｄ）」のうち、収益的収入である一般会計補助金の額は、収益的支出の課税取引の額を超えるものであったにもかかわらず、その全額が課税仕入れ等にのみ使途が特定されているものとして計算されていたことから、再度誤りがないか確認したところ、誤りであるとの説明がなされたことに加えて、この一般会計補助金だけでなく「計算表２　特定収入の金額及びその内訳書」に記載されている他の特定収入についても、全て「課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（Ｄ）」ではないという訂正がなされた。

（消費税額の計算式）

※次の計算式は、当該事案を説明するために必要となる内容以外は省略したものである。

消費税額＝課税標準額に対する消費税額（Ａ）

－（課税仕入れに係る消費税額（Ｂ）－特定収入に係る課税仕入れ等の税額（Ｃ））

Ｃは、課税仕入れ等にのみ使途が特定されている特定収入（Ｄ）に7.8/110を乗じ算出

上記（１）から（３）のほかにも、提出された書類に記載された内容を確認するなどしたところ、記載内容に誤りがあったとして内容を修正することが繰り返された。予備審査の当初から決算調製に大変苦慮した様子が見受けられたことから、決算本審査では、今回初めての決算において、どのようなことが課題だったのか確認したところ、決算事務全体を通じた課題は、一つには「企業会計決算に対する認識の不足」で、地方公営企業法第30条第１項に基づく行為であり、市長から監査委員に対して提出する書類であるものの、十分なチェックが行われず多くの修正が発生したり、予備審査等における対応にも時間を要したりするなどの不手際を重ねてしまったこと、また、「企業会計に対する理解不足・経験不足」により、

提出した書類間での数値等の整合が図れていなかったことから、一部を修正した際に、関連する他の箇所の修正を怠るなどのケアレスミスも多く発生してしまったとのことだった。

公営企業における決算の調製は、前述のとおり地方公営企業法第30条第１項に基づく行為で、同条第２項の規定により市長が監査委員の審査に付す書類であることから、法定期限内に適正な決算を調製しなければならない。そして、決裁文書を始め、決算に係る公文書が適切に作成されなければならないのは当然のことであり、また、このように適切に決裁を経ていなければ、提出される文書に組織としての十分なチェック機能は働かない。

農業集落排水事業は、令和６年度に地方公営企業法の財務規定等を適用し、今回初めての決算調製であったことから、その事務処理に当たる職員の理解・経験の不足による事務の手戻り等はやむを得ない面もあるが、決算の調製は法で定められ、あらかじめ事務を想定し準備しておくことも可能であった。加えて、令和２年度簡易水道事業会計決算審査において、経理の専門知識を有する職員を十分に確保できないことなど企業会計方式移行初年度における課題が明らかになったため、市を挙げてバックアップすることにより、農業集落排水事業会計において遺漏のない体制移行がなされるよう望んだところであるが、決算を調製するに当たっての組織的な準備・対応が不足していたことは、厳しく評価せざるを得ない。今後については、今回の事態を教訓に、組織として地方公営企業法の定める各種事務を適正に執行できるよう、上記課題への対応や改善への取組を着実に実施されたい。

３　一般会計補助金を除く経常損益等の改善の取組について

一般会計補助金を除く経常損益は、１億3,855万円の損失で、経常収支比率は、一般会計から補填される補助金を除いた場合は66.36％と、収益確保が困難な状況であり、また、汚水処理費に占める施設使用料収入の割合を示す経費回収率は23.14％と、低率となっている。

このような状況に関し、赤字補填のための一般会計補助金を除いた経常収支比率の改善や当該補助金の縮減に向けて、どのような目標をもち、どのように取り組んでいく考えか確認したところ、本事業は公益的事業とはいえ、一般会計補助金の繰入れがなければ成り立たない状況であり、同補助金についても将来にわたって同程度の水準で継続することは難しいと考えられることから、早期に目標を定め、今後は、事業運営費の効率的な執行、使用料収納の徹底など、一層の経営効率化に努めていくとのことであった。

また、経費回収率について、現状の数値をどのように評価しているか、改善が必要と考えている場合は、どのような目標を持ち、どのようなことに取り組んでいく考えか確認したところ、経費回収率は低率であり、使用者が支払う施設使用料が、必要な汚水処理コストを賄えていない状況であると評価し、現時点では数値目標は定めていないが、維持管理に係るコストの一層の節減として、委託業務や修繕業務の見直しを始め、業者への振込み回数を考慮した手数料の縮減、ペーパーレス会議などによるコピー使用料の縮減など、細かな経費についても見直しを進めるとともに、施設使用料収入の確保についても現年度未納者への働き掛

けにより、過年度未納の発生を抑制することや、口座振替による施設使用料の支払忘れ防止などの取組を継続して進めていくとのことであり、現在上下水道事業が進めている料金・使用料の改定に関する検討に併せ、農業集落排水処理施設使用料についても、改定の検討を進めていく予定であるとのことであった。

加えて、現状、汚水処理人口普及率は80.4%、農業集落排水への接続率は77.2%であることについて確認したところ、普及率の水準は、農業集落排水事業の全国平均である90.3%を目指していること、及び11地区のうち、供用開始が新しい４地区の平均は、普及率70.1%、接続率63.8%と低いことから、特に重点的に接続を求めていくとのことであった。

更に、市内11地区の施設は、いずれも老朽化が進んでおり、今後、施設を適切に維持・管理するための機能強化工事費の増加が見込まれることから、「機能強化工事実施計画」を見直し、支出額の縮減に努める必要があり、施設ごとの収支の見える化や、将来の受益者数を推計し、需要の減少を考慮したダウンサイジング等を踏まえた機能強化工事実施計画に見直すことで、支出額の縮減につなげるとのことであった。

農業集落排水事業は、事業の立地やその他の諸条件から、一般会計からの補助金なしでは経営が成り立たない事業であるが、本市の厳しい財政状況の中で、さらには、日常管理に係る地域住民の担い手不足といった状況も踏まえながら、同補助金を少しでも減少させ、持続可能な事業として今後も安定的な経営を維持していくため、今後の施設使用料の改定や接続等に関する利用者等の理解と協力を得ながら、老朽化対策に伴う実態に即した施設規模への更新や、更なる経営の効率化のための目標を定め、可能な限りの取組を計画的かつ着実に進めていくことを期待するものである。

４　経営判断のための指標について

決算審査資料によると、11地区の年間処理水量479,217㎥に対する施設使用料収入の対象とした有収処理水量は479,217㎥で、有収率を100%と算定していた。

この結果をどのように評価するのか確認したところ、農業集落排水施設使用料は実際の排水量にかかわらず、基本料金と世帯人数による固定金額であるため、全ての処理水量を使用料徴収の対象水量とみている。有収率を100%としている算定方法については他都市も同様であり、現状汚水量を測定していないことから、現時点ではやむを得ないとのことであった。

水道事業及び下水道事業において用いられている「有収率」は、水道管からの漏水や下水道管への不明水の進入の度合いを示すものであり、有収率の低下は、収益性の低下や施設の老朽化などを示唆し、料金改定の時期や施設投資の優先順位付けなどの経営判断にも影響する重要な指標の一つである一方、農業集落排水事業における現状の有収率は、100%という数値以外になることはなく、経営に資するような指標とはなっていなかった。

しかし、今後の施設使用料改定の検討を見据え、全ての処理水量を使用料徴収の対象水量として見ているという説明にとどまることなく、例えば、現行の施設使用料の算出の基にな

った世帯や人数ごとの想定排水量を有しているようであれば、その想定排水量から算出した総排水量と処理水量を比較するなどし、客観的に事業の課題を把握できるような指標とならないか改めて検討し、適切な指標を用いて、施設使用料改定の時期や施設投資の優先順位付けといった経営判断が的確になされ、効率的な経営の下、必要な事業が継続していくことを望むものである。

参考資料

農業集落排水事業における最近5か年の経営指標等の推移

（単位　千円・比率　%）

区分	年度 / 項目	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
経営成績	営業収益	42,748	―	―	―	―
	営業利益	△ 328,053	―	―	―	―
	経常利益	51,056	―	―	―	―
	当年度損益	43,796	―	―	―	―
	収支不足補塡のための一般会計補助金	189,614	―	―	―	―
	上記補助金を除いた実質損益	△ 145,817	―	―	―	―
財政状態	資産合計	4,781,434	―	―	―	―
	負債合計	4,215,205	―	―	―	―
	資本合計	566,228	―	―	―	―
	自己資本	3,244,070	―	―	―	―
	流動比率	54.3	―	―	―	―
	自己資本構成比率	67.8	―	―	―	―
	固定資産対長期資本比率	102.1	―	―	―	―
	企業債未償還残高	1,447,499	―	―	―	―
	実質未収金	1,629	―	―	―	―
その他	処理区域内人口（人） A	3,797	3,890	4,038	4,145	4,253
	汚水処理人口（人） B	3,053	3,105	3,210	3,279	3,301
	普及率　B／A	80.4	79.8	79.5	79.1	77.6
	年間処理水量（㎥）	479,217	481,141	490,404	518,805	529,584
	有収率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	使用料単価（円）	89.2	―	―	―	―
	処理原価（円）	385.5	―	―	―	―
	施設利用率	59.2	59.4	57.1	62.8	63.7

令和5年度以前の各年度においては、複式簿記の方法による経理を導入していなかったため、経営成績及び財政状態並びにこれらに準拠する使用料単価などの指標は、「－」により表記した。